

人種の共学

藤倉皓一郎

I

1970年代に入って、人種の共学をめぐる訴訟の舞台は、かつて州の憲法や法律によって白人と黒人の別学を強制していた南部諸州から¹⁾、北部、西部、東部へとアメリカ全国にひろがり、また人口密度の低い地方の学区から人口の集中した都市部の学区へと移った。本稿では、こうした変化を背景に、最近の人種共学を求める訴訟においてどんな問題が争点となっているかを、三つの最高裁判決をとおして整理してみたい。

アメリカのほとんどの主要都市において、白人が郊外に転出し、黒人が都心部のいわゆるゲットーに密集する傾向がみられる。白人と黒人はそれぞれのコミュニティを形成し両者の分離が明確になる²⁾。ところで伝統的にアメリカの公立学校教育にあっては、コミュニティにもとづく学区が独立の単位となり、教育委員を選出し、教育費を学区が負担し、独自の教育をおこなってきた。そのため学区は法人格をもち教育のための課税権や教職員に対する人事権を与えられている。ほとんどの学区が不動産に課税して教育財源をえている。ところがこうした方式のもとでは、課税対象となる不動産評価額の大小によって、学区ごとの教育費に大きな格差が生じ、したがって教育の質にも格差があると考えられる。学区間の教育費の格差は憲法第14修正の「法の下での平等の保護」を貧しい学区の生徒から奪うことにはならないか。この点を争ったのが San Antonio Independent School District v. Rodriguez, 411 U. S. 1 (1973) である。

多くの主要都市では、かつての南部諸州のような法による強制なしに、事実上、居住区が分離していることによって、黒人あるいは白人だけの学校が増え、人種による別学状態が深刻になっている³⁾。こうした事実上の別学状態について、憲法上その解消を求めることができるか⁴⁾。求めうるとすればその理由はなにかが問題となる。南部以外の都市における別学状態の解消について、はじめての最高裁判決が Keyes v. School District No. 1, 413 U. S. 189 (1973) である。判決は教委に別学状態維持の意図があったことが立証されれば、別学解消・共学実施の義務が生じるとした。

もう一つの問題は、教委の別学維持の意図が立証されたとして、その学区内での共学が実現不能の場合はどうなるかである。これは大都市の別学状態にかんして重要な意味をもつていて。黒人が密集する都心部の学区では共学を実施しようとしても、その学区内には十分な数の白人がおらず、事実上、共学が不能であることが多い。ほとんど唯一の救済方法は学区境界をまたいで、市周辺部の白人学区との間にバス通学による共学を実施することである。一つの学区における違憲の別学状態の救済がどの範囲にまで及ぶかという問題である。この点についての最高裁判決が Milliken et. al v Bradley, 42 LW 5249 (1974) である。

以下、三つの最高裁判決について述べる。

II

(1) San Antonio Independent School District v. Rodriguez

テキサス州の Edgewood 学区に住む原告が、

同学区に在学するメキシコ系アメリカ人の生徒および父兄のためと、テキサス州内の貧しい（教育費課税の対象となる不動産評価額の低い）学区に住むすべての生徒のために、クラス・アクションを提起した。被告は、州教委、教育長、司法長官、San Antonio 学区などである。

原告の主張は、テキサス州の公立学校の教育財政制度は原告等から法の平等の保護を奪うというものである。

テキサス州には1200の学区があるが、各学区の使う教育費は、地元学区40%、州財源50%、連邦援助10%の割合で分担されている。州の教育費はおもに Minimum Foundation Program によってまかなわれる。その80%は一般課税から、20%は各学区の分担金として集められ、州の定める経済指標に従って各学区に配分され、教員給与、学校経常費、通学交通費などに使われる。州教育費の支出は公立学校教育の基本最底限を保障するためである。各学区はそれに加えて必要な教育経費をまかなうために課税権を与えられている。課税は学区内の不動産を対象とする。課税対象の不動産が多い学区と少ない学区の間に税収額の、従って教育費の大きな格差が生じてくる。

たとえば、テキサス州内の110学区についての調査によると、生徒一人当たりの課税対象不動産額が10万ドルを越える学区が10あり、これらの学区の税率は100ドルにつき31セントで、生徒一人当たり年585ドルの予算を組むことができる。これに対して、生徒一人当たりの不動産額が1万ドルという学区（4つあり）では、100ドルにつき70セントの課税をしながら、生徒一人当たり年60ドルしか使うことができない。

この訴訟では教育費を州と地元学区の二本立てで負担する現行制度が生む不平等の具体例として、原告の住む貧しい Edgewood 学区と豊かな Alamo Heights 学区とが比較された。

Edgewood は San Antonio 市の中心部にあり、25校の小、中学校に22,000人の生徒がいる。学区内にはほとんど商工業関係の建物がない。生徒のうち90%がメキシコ系アメリカ人、

6%が黒人である。生徒一人当たりの不動産評価額は9,950ドル、家族の平均収入は4,686ドルで、市地域では最低である。しかも教育のための税負担は不動産評価額100ドルにつき1.05ドルでもっとも高率であるが、その税収による地元学区の教育費は一生徒あたり26ドルにすぎない。これに州からの配分222ドルに連邦教育援助108ドルを加えて、合計356ドルが生徒一人当たりの年間教育費である。

これに比べて、Alamo Heights は郊外住宅地であり、学区には小、中学6校、5,000人の生徒があり、ほとんどが白人、メキシコ系アメリカ人18%、黒人1%にすぎない。生徒一人当たりの不動産評価額は49,000ドルを越え、一家族の平均所得は年8,000ドルである。教育のための税率は不動産評価100ドルにつき0.85ドルにすぎないが、生徒一人当たり333ドルの教育費を地元学区で組むことができる。これに州および連邦からの配分を加えて、合計594ドルが生徒一人当たりの年間教育費となっている。

このように現行制度のもとでは、貧しい学区は教育のために高税率を定めて努力しても、豊かな学区に比べてはるかに少ない額の教育費しか使えない。学区の教育の質がその学区の不動産の額によって左右される。このように教育費について学区間に大きな格差を生む現行制度は、不平等であり連邦憲法に違反するというのが原告の主張である。

連邦地裁は、テキサス州の現行制度が公立学校教育財政の面で貧富にもとづく差別をおこなうものであると判決した⁵³。（337 F. Supp. 280, 1972）。このように「富」wealth にもとづく分類 classification は違憲の「容疑」suspect があり、また教育は憲法上の「基本的」利益であるというのが地裁の判断である。したがって、疑わしい分類にもとづいて教育という基本的利益を左右する現行制度は、それを必要とする止むをえない州の公益が示されなければ無効とされる。連邦地裁はテキサス州の教育費の負担、配分をめぐる現行方式が、州公益の見地から緊要であり、他の方式をとりえないとする理由が

ないばかりか、その目的にてらして合理的な理由をも欠くと判決した。「富」にもとづく分類は違憲容疑があるとする点の先例として、投票権行使に課税する (poll tax) ことは、税負担能力のない者の権利行使を制約するから違憲であるとした最高裁判例 *Harper v. Virginia State Bd. of Elections*, 383 U. S. 663 (1965) が引用された。また教育が基本的利益である点の先例として、*Brown v. Bd. of Education*, 347 U. S. 483 (1954) が引かれた。連邦地裁は、公立学校教育の質が学区の課税対象となる不動産額によって左右されることはならない、州の教育財政はその意味で中立性をもつべきだ、という原告の主張を認めたのである。

最高裁は地裁の判決を破棄した。この最高裁判決は 5 対 4 で、Powell 判事が法廷意見を書いている。

最高裁審理の争点は、テキサス州の教育財政制度の合憲性である。従来から、平等条項にもとづく憲法判断には二つのテストが使われている。厳格テスト strict scrutiny test と合理性テスト reasonableness test である。違憲審査の対象となった法律が違憲の疑をまねく分類（人種、血統、貧困、性別など）を使い、その規制が基本的利益（投票権、刑事手続の保護、旅行する権利など）とされるものに及ぶ場合には、その法律が州公益のためにどうしても必要であり、またそれが基本的利益に加える制約を最少限にとどめる方法であることが立証されなければならない。この厳格テストが適用されると、ほとんどの場合、審査の対象となった法律は違憲とされている。これに対して合理性テストは、法律の目的と規制手段のあいだに一応の理由づけが可能であれば合憲とする。法律が用いた規制のための分類が合理的に説明のつくものであればよい。

Powell 判事はまず本件で問題とされた分類が違憲容疑をまねくものかという点をとりあげる。具体的にみてテキサス州の現行制度は次のどのクラスに対して差別的であるといえるか。
(1)ある特定の水準以下の所得の人々、(2)他人に

比べて貧しい人々、(3)個人の所得にかかわりなく、不動産評価額の低い学区に住む人々。現行制度のもとでは、絶対的あるいは相対的に貧しいといえる人々が、少ない教育費しか配分されないという事実は立証されていない。しかし(3)のクラスの人々が少ない配分しか受けていないという状態はたしかに存在する。そこでこの分類は憲法上どう評価されるか。これまで厳格テストが適用された事例をみると、法律の適用対象とされるクラスが望ましい利益をうるための負担能力を欠き、その結果、利益を享受する機会をまったく奪われている場合である。これに比べて、本件の(3)のクラスは、負担能力を欠くとはいはず、教育の機会を全く閉ざされたわけでもない。またこのクラスに対して歴史的に故意の不平等な扱いが加えられたり、多数決原論にもとづく政治過程から排除されて、政治的に無力な地位におかれたということもない。したがって、この分類は厳格な司法審査を必要とする「容疑」をまねくものではない。つぎに、教育は憲法上の基本的利益かという点についても、Powell 判事は否定的な判断を示す。教育が社会生活に必要な基本的知識をあたえるうえで重要な役割をもつことはいうまでもないが、そのことがただちに教育に憲法上の基本権としての保障をあたえるものではない。生活保護をうける権利、人間らしい住宅に住むことなどは、教育と同様に重要な利益であるが、憲法上、明示的あるいは黙示的に基本権として認められておらず、従ってこれらの利益享受に一定の規制を加えた法律の合憲性審査にあたって先例は厳格テストを適用していない。憲法の保障する言論の自由、投票権などを行使する基本的前提として公立学校教育が不可欠であるとしても、重要性ゆえに憲法上の基本権であるということはできない。本件では原告をふくむクラスが現行制度のもとで社会生活に最低限必要な教育を奪われているとはいえない。

以上のような理由で、本件に厳格テストの適用がないとしても、合理性テストによればどうか。現行制度の基礎となっている分類、すなわ

ち学区内の不動産評価額にもとづく教育費の負担と配分は、合理的に説明できるものか。Powell 判事によれば、現行制度は公立学校教育における二つの要請、すべての生徒に教育の機会をあたえることと各家族が自分達の子供に経済的に可能な最上の教育をあたえることの双方に応えようとするものである。現行制度は公立学校教育の基本的部分を州が保障し、その上に地元学区がどれだけの負担をなし、どんな教育をするかを決めさせるものである。現行制度のもとで学区間の教育費にみられる格差は、教育における地域自治の尊重という視点から合理性をもつと判断される。

Stewart 判事の補足意見。憲法の他の条文とちがい平等条項はなんらの実体的権利あるいは自由をあたえるものではない。平等条項の機能は州法の定める分類の妥当性を判断することにつきる。州法の目的ないし効果が別個の客観的に特定できるクラスを設定することであれば、平等条項にもとづく審査の対象となる。そして、きまぐれで専断的な分類を使って故意に差別的である法律だけが違憲とされる。立法目的とはまったく無関係な理由にもとづく分類が使われた場合である。それ以外の場合は、たとえその法律が差別的効果をもつとしても、それを合理的に説明できる何かの事由があれば、合憲であるとされる。

(2) Keyes v. School District No. 1.

1969年、コロラド州デンバー市第1学区の生徒父兄が学区教委を相手どって人種共学⁶⁰を求める訴訟を起した。コロラド州では、かつての南部諸州のように州憲法や法律によって人種別学を強制あるいは許可したこととはなかった。原告の請求は、学区に現存する別学状態は被告教委による長年にわたる人種分離施策⁷³の結果であるから、これを解消し共学を実施する判決を求めるというものである。同学区には小、中、高校あわせて119校あり、97,000人の生徒がいる。その人種構成は白人66%，黒人14%，ヒスパノ20%となっている。(Hispano とはスペイン系、

メキシコ系またはキューバ系人を指す。アメリカ南西部では“Chicanos”あるいは“Mexican-Americans”とも呼ばれる)。被告教委は1969年に学区内北部にある Park Hill 地区の学校で共学を実施する決議をした。ところが次の選挙で反対派が教委の多数を占めて、共学実施の決定を取消し、任意の転校方式にかえた。そこで原告がこの訴訟を起し、共学実施決議取消に対する差止めと学区全体にわたって共学を実施し、教育の均等な機会を与えることを命じる判決を求めたのである。

連邦地裁は教委が1960年以来 Park Hill 地区の学校について、黒人居住区の中央に新しい比較的小さい小学校を建設し、校区のゲリマンダリングをおこない、人種変動の激しい地域について通学校の任意選択を認める地帯を指定し、また移動教室を多用するなどして、人種別学を維持したことを認定したうえで、教委に対し共学決議の実施を命じた。303 F. Supp. 279 (1969); 303 F. Supp. 289 (1969).

しかし、第1学区の別学状態は Park Hill 地区に限らないので、さらに原告は別学状態のひどい市中心部をふくめて学区全体にわたる共学の実施を求めた。これに対して連邦地裁は、Park Hill 地区について教委に別学維持の行為があったとしても、それをもって教委に学区全体についての共学義務を負わせることはできないとした。学区内の他の地区について共学を求めるためには、その地区について教委の別学維持の行為の立証が必要である、また Park Hill 地区についての別学維持の効果がその地区に及んだことの立証が必要である、というのが地裁の判断である。事実上の別学状態を解消する義務を教委に負わせるためには、その別学状態が教委の意図的措置の結果であることを立証しなければならないというのである。

連邦地裁は Park Hill 以外の地区について教委に別学維持の意図的行為があったとの証拠は不十分であるとしたが、市中心部の非白人校は他の白人校に比較して教育的に劣等であると認定した。地裁は1896年の先例の法理——州は人

種にもとづいて分離された, しかし, それぞれに平等な設備を提供しなければならない (*Plessy v. Ferguson*, 163 U. S. 537) —にもとづいて, 市中心部の別学校について別学解消の措置をとり, また補償教育 compensatory education のプログラムを組み, 他の学校との教育の平等性を確保するよう教委に命じた。313 F. Supp. 90 (1970).

この判決に対しては, 原告, 被告ともに控訴。連邦第10区控訴裁判所は地裁判決が Park Hill 地区について教委の別学維持行為を認め共学を命じた部分だけを支持し, 他の部分を破棄した。そこで事件は最高裁にもたらされた。争点は, 教委は市中心部の学校についても別学維持の政策をとったという原告の主張を判断するにあたって, 下級審の取った法的基準は正しかったか, ということである。この点について, 最高裁は独自の判断基準を示し, 事件を原審に差戻した。判決は 7 対 1 である。Brennan 判事が次のような法廷意見を書いた。

デンバー市学区のように, かつて法律によって別学制度 (dual school system)⁸³ が強制されなかったところで, 共学を求めようとする原告は別学状態が存在することを立証するだけでは足りず, それが教委によって意図的に作られ, あるいは維持されていることを立証しなければならない。本件では教委が Park Hill 地区について故意に別学を維持したことが認定されている。この地区にはデンバー市学区の黒人生徒の 38% が就学しており, この地区についての別学維持は学区全体のなかで相当大きな意味をもっている。被告は学区内の相当部分について別学維持行為があっても, ただちに学区全体に別学制度が存在することにはならないと主張する。しかし教委は学区全般にわたって人種にもとづく教職員の配置, とくに黒人校に黒人教職員の配置をおこなっている。教委が学区内の相当部分について故意の別学維持行為をおこなったことは, 学区全体について別学制度の存在を認定する有力な手掛りである。ある地域について校区の境界線を変更し, また進学する上級校を指

定して, 黒人を一定校に集中させれば, 周辺の地域の学校を白人校として維持できる。同様に, 新設校の校地を黒人居住区の中心に定め, その規模を調整すれば, 周辺にある学校の人種構成に影響する。さらに移動教室, 転校方式, 通学バスなどを人種別学の維持のために活用すれば, 他の地域の学校の人種構成や, ひいては居住区の人種的特性に影響することはあきらかである。したがって, 川, 山, ハイウェイなど地理的状況によって他と距てられ独立の地区をなすといった特別の事由がなければ, 学区内の一部についての別学維持行為は学区全体について別学制度が存在することを推定させるものである。差戻審において地裁は, まず Park Hill 地区における教委の人種分離政策がデンバー市学区全体にわたる別学制度を生んだかどうかを審理すべきである。

下級審はいずれも市中心部の別学状態について原告が(1)教委の人種差別意図, (2)教委の行為と現存の人種の偏在の間の因果関係の二点を立証できなかつたとして, この地域について教委に共学実施の義務なしとした。しかし原告にこれらの点の立証責任を負わせるのは誤りである。本件のように, 学区内の相当部分について教委に故意の別学維持行為が認められる場合には, 学区内の他の地区的別学状態についても偶然のものではないとの推定が生れる。したがって, 教委は他の地区的別学状態が故意の別学維持行為の結果でないことを立証しなければならない。教委がこの点を立証できなければ, 学区全体の別学状態を解消する義務を負う。教委がこの推定を覆えすためには, (1)校地の選定, 学校の規模, 増改築, 通学区の設定, 就学校指定, 転校基準, 移動教室, 通学バス, 教職員の配属などに関する方針と実践が市中心部の学校における別学を維持する政策にもとづくものではないことを立証するか, それができなければ, (2)上記事項にかんする教委の行為が現存の別学状態の要因ではないことを立証しなければならない。

違法な別学状態 (教委に解消の義務がある)

と事実上の別学状態（教委に解消の義務なし）とを区別する要因は、教委に分離の目的あるいは意図があったかどうかである。かつての人種別学を強制した立法は分離の意図を明白に示したものである。この種の立法がなかったところでも、学区の一部について教委の人種分離の意図が立証された場合には、学区全体にわたる別学制度の存在が推定され、教委の反証がなければ、学区全体について別学解消義務が生じる。ひとたび教委の別学意図が立証されれば、それにもとづく行為がどれくらい以前におこなわれたかは問題とならない。教委の行為が Brown 判決以前のものであったとしても、それによって生じ継続している別学状態を解消する義務を負う。

Powell 判事は法廷意見の一部について賛成、一部について、反対の意見を表明している。Brown 判決が認めた憲法上の権利は、いかなる人といえども人種によって分離された学校に学ぶことを州によって強制されないというものであった。その後の判例によってこの権利にはもっと積極的な内容が与えられるようになつた。いまでは、平等条項のもとで、いかなる人も各学区において教委が人種共学の公立学校制度を運用することを期待する権利をもつといえよう。ここで共学制度というのは、学区教委が(1)施設と管理体制を統合し、(2)学区全体にわたって設備、教員、教科編成についての平等性を厳格に保障し、共学を促進するよう(3)校区を決め、(4)校地の選定、新設校の規模を決定しているといえるものを指す。

このような積極的内容をもつ憲法上の権利を認めれば、教委の別学意図の有無によって、違法な別学状態と事実上の別学状態を区別する必要はない。また教委の行為が現存の別学の原因かどうかを論じる必要もない。別学状態の存在について教委が上記の内容の措置を尽したかどうかを判断すればよい。教委が憲法上の権利を実現するために課せられた義務の履行を怠った場合には、原告には合理的な範囲での救済が認められる。バス通学は憲法上求められる救済で

はない。住むところに近接した学校 neighborhood school に通学する利益、地域の連帯感の教育的意味など他の利益との比較考量のうえで、どの程度のバス通学が妥当かが決められる。

(3) Milliken, et al. v. Bradley

自動車産業の街、デトロイト市における共学訴訟は1970年にはじまった。原告は NAACP とデトロイト市学区の黒人生徒とその父兄であり、被告は市教委、市教育長、ミシガン州知事、州教育長である。

デトロイト市学区には公立の小、中、高校あわせて 319 校があり、生徒数は27万6000人である。その黒人と白人の比は69対31であり、黒人生徒の75%がいわゆる黒人校（在校生の 90~100% が黒人）に在学している。

原告の主張は、市学区における人種の別学は市ならびに州当事者の差別行為によるものであるから、別学を解消し共学の実施を求める、というものであった。

連邦地裁はデトロイト市学区の別学状態について事実審理をおこない、市ならびに州当事者に現存の別学状態について次の点につき責任があると認定した。

市教委は、(1)黒人の流入がはじまった白人居住区については、通学校の任意選択を許す措置をとり、白人と黒人の別学傾向を助長した。(2)市内を東西に分ける通学区を設定すれば共学が増すにもかかわらず、南北の区分をかえず、別学状態を維持した。(3)別学状態が維持されるような位置に新設校を建てた。1970~71年度に14校が開校されたが、うち12校において一人種が 90% 以上を占めている。(4)かつて学区内に収容能力のある白人校がありながら、黒人生徒を他学区の黒人校へバス通学させた。

州当事者は、(1)市外の白人学区についてはバス通学に州費補助を与えながら、デトロイト市内学区についてはバス通学補助の措置をとらなかった。(2)1970年の州法律第28号によって、通学区設定の要件および手続を定め、デトロイト

市教委が同年9月に予定していた高校共学案の実施を妨げた。(3)各学区の学校新設計画の承認、校地選定の監督権をもちながら、下部機関であるデトロイト市教委に別学状態を維持する新設校の建設を許した。

このような認定にもとづいて、連邦地裁は市および州当事者がデトロイト市学区の別学維持に関与しており、従って、同市内における現存の別学状態は違憲であると判決した。そこで問題はどんな救済を認めるかということになる。連邦地裁は州、市当事者に対してどの範囲にわたる共学案の実施を命じることができるか。訴訟の審理中、原告はデトロイト市学区内では十分な共学ができるないと主張して、市学区とその周辺3郡85学区にまたがる共学の実施を求めていた。連邦地裁は市当事者に対してはデトロイト市学区にかぎっての共学案、州当事者に対しては市周辺3郡にまたがる共学案の作成提出を命じた。市当事者は学区内の各校につき生徒の人種構成を学区全般の人種比に近づける共学案を提出したが、州当事者は何の案も提出しなかった。

連邦地裁は市の共学案を検討のうえ、市学区内では別学状態を十分に解消するのが不可能であると認定した。その理由は31%の白人を各校に配分しても、黒人が多数を占める学校の数を増やすだけであり、市学区内に限られた別学解消策は黒人学区としての特性をかえることができないばかりか、白人が郊外に転出する傾向を激化させるというのである⁹³。連邦地裁は、「学区境界は行政上の便宜のために引かれたものであり、憲法上の権利を否定する理由にはならない」とした。本件における別学状態解消のためには、市学区と隣接3郡をふくむメトロポリタン共学案が必要であるとの判断から、連邦地裁は専門家委員を指名して実施案の作成を命じた。のちに専門家案にもとづいて、連邦地裁は3郡85学区のうち53学区を共学地域に指定し、そのなかで15の学区群を編成し、さらに市教委に対してメトロポリタン共学実施のため、295台の通学バスの確保を命じた。

この連邦地裁判決に対して、市、州当事者は連邦第6巡回裁判所に控訴した。控訴審は次の3点を検討し地裁判決を支持した。(1)市ならびに州当事者に違憲行為があったという地裁の認定は証拠によって支持される。したがって、(2)地裁はデトロイト市学区の別学解消のために効果的措置を命じることができる。(3)本件において、メトロポリタン共学案は効果的な唯一の救済であり、その実施を命じることは地裁の衡平法上の権限を越えていない。地裁の判断したとおり、地域の総合的見地からする配慮を欠く共学案は、白人の郊外転出を激化させ、市中の黒人密度をさらに高める。市内一郊外の学区それぞれの人種的特性をさらにきわだたせ、固定することは、かつての「分離・平等」法理が是認した状況の再現であり、これを認めることは Brown 判決の実質的否定にはかならない。

連邦控訴審は、メトロポリタン共学案によって影響をうける53学区を当事者に加えて、その主張を聞くよう地裁に命じた。通学バス確保命令については、適切な実施時期までその効力を停止とした。

州、市当事者はさらに連邦最高裁の審理を求めた。最高裁における争点は、ある学区における違憲の別学状態を解消するために、他学区に及ぶ救済を命じることができるか。もっと端的に、共学のための通学バスは学区境界線を越えることができるか、である。最高裁はこれを否定した。しかし判事の意見は5対4に分れた。

Burger首席判事が法廷意見を書いた。Brown 判決は人種により分離された公立学校教育は本質的に不平等であるとしたが、違憲の別学制度とは州が法によって強制、あるいは州行為によって維持したものを感じている。裁判所は衡平法上の権限にもとづいて、事件の具体的状況に応じた柔軟な救済方法をとることができる。しかし、それによって認められる救済の範囲は、憲法違反の性質に対応するものでなければならない。本件において認定された市および州当事者の違憲行為は、デトロイト市学区内の別学維

持にかんするものであり、その境界を越える救済を認める十分な事由ではない。

(1)人種割合の達成は憲法上の要件ではない。地裁はデトロイト市学区内での救済が不可能であるとして、市周辺学区をふくむ共学案の実施を命じたが、その判断は憲法上求められる救済について誤った基準にもとづいている。すなわち、下級審の記録をみると、市学区内では裁判所が望ましいと考える人種均衡がえられないで、メトロポリタン共学案を採用したことを示している。メトロポリタン地域の人種比が各校ごとの人種構成に反映しなければ、デトロイト市学区の別学を解消したことにはならないとの前提をとっている。

しかし、すでに先例であきらかにされているとおり、学区内の各校ごとに一定の人種比を実現することは憲法上求められていない。

(2)学区自治は尊重されねばならない。伝統的に各学区は独立の自治組織として、その地域の公立学校制度の運用と教育の質の向上に責任をもつ法的地位を認められてきた。各学区において、住民は政策決定に参加し、教育過程をコントロールし、教育の内容を地域の要望に合せ、また新しい実験、改革をおこない、健全な学区間の競争によって教育の向上を計ることができる。こうした教育の地域支配、自治単位としての学区の境界は、とくに境界を越える救済を必要とする憲法違反がある場合をのぞいて、尊重されなければならない。

(3)学区境界を越える救済が認められる要件。本件では、市学区内に存在する別学状態を除去するため市周辺学区にまたがる救済、あるいは人種共学のための学区合併を命じることができるとかが争われている。これは別学解消の問題における救済の範囲についての新しい争点である。学区境界を越える救済を認めるには、次のいずれかの情況が立証されなければならない。

(a)ある学区内に存在する違憲の別学が、他の学区に重要な別学効果を及ぼす。

(b)州あるいは特定学区の人種差別行為が他の学区における別学状態の相当の原因である。

(c)学区境界線が人種的理由によって定められた。

(d)いくつかの学区における人種差別行為が学区相互間に別学効果を生む。

以上のような情況がなければ、救済は違憲の別学が存在する学区内に限られる。Brown 判決以来、Green, Swann, Emporia などの各訴訟では、黒人と白人が住む一学区内の別学制度について違憲が認められ、その学区内での救済が論じられた。これらの先例に従って、デトロイト市学区に住む黒人原告の憲法上の権利は、同学区内において人種別学をおこなわない学校制度 (unitary school system)¹⁰⁾ に学ぶことである。どの学区に住むかにかかわりなく、共学校に学ぶことは憲法上の権利として認められていない。そこまで憲法上の権利を拡大するのではなければ、他の学区にまで及ぶ救済を妥当とするることはできない。

下級審は州当事者がデトロイト市学区の別学維持に関与したことをメトロポリタン共学案の実施を命じる理由としている。かりに州の関与を認めるとしても、それらは他学区に及ぶ救済を認める根拠として不十分である。本件では、州が別学維持のためにデトロイト市学区の境界を定めたという証拠はなく、またメトロポリタン共学案にふくまれる学区相互間に違憲とみられる別学維持の行為があったとは認められない。二学区間の契約によって黒人生徒を他学区の黒人校に通学させたのは、きわめて例外的措置であり、市学区全般の状況に影響したとはいえない。州当事者がこれを黙認した事実があったとしても、その効果は二学区に限られる。1970年の州法律がデトロイト市学区の共学を遅らせたとしても、その効果は高校についての共学の一部に止まり、これによってただちにメトロポリタン共学案の実施を妥当とするものではない。州が新設校の建設につき、かりに監督を怠ったとしても、それは市学区における新設校についてであり、他学区にまでその影響が及んだとする証拠はない。また、州による通学費補助がデトロイト市学区以外の学区の生徒には与

えられたが、これが州内各学区の人種的特性に影響したとする証拠はない。

結局、下級審の判決は、別学解消のために学区内の各校につき一定の人種割合の達成を必要とするという誤った基準にもとづいている。また学区境界を越える救済を認めるには、市周辺学区の行為が市学区内の別学状態に影響したことをするが、この点についての証拠がない。したがって、ここに原審の判決を破棄し、デトロイト市学区内での救済案の作成実施を指示して事件を連邦地裁に差戻す。

III

これら三つの最高裁判決は、Brown 判決以来の平等条項に積極的内容をあたえる傾向にブレーキをかけたものである。これらの判決が今後の人種共学の展開、ひいてはアメリカ社会における人種関係にあたえる影響は大きい。しかし、その影響は人種の共学をさらに進展させ、居住区の人種分離を解消するという方向には働くかないであろう。最高裁はこうした分野における裁判所の役割、訴訟の機能について、ある限界を引こうとしているようである。すくなくとも公立学校教育における平等性の保障という問題にかんするかぎり、Warren 前首席判事時代の司法積極主義は終りを告げたかにみえる。この問題について三つの判決がそれぞれどんな効果をもち、また三つが重ってどんな全体的効果を生むかについて整理しておきたい。

Keyes 判決は法による別学と事実上の別学の区別を維持した。州の機関である教委の別学意図が立証された場合、その学区に存在する別学は違法なものであり、教委は別学を解消する義務を負うとした。この判決によって共学実施を求める訴訟は、かつての法による別学制度がなかった西部や北部の州にも拡がることが予測される。南部以外の地域においても、過去に教委がなんらの人種分離意図なしに公立学校を運営したといいきれるところは少ないであろう。しかし、教委の意図の立証はそう容易なことではない。Keyes 判決は、ひとたび別学意図が立

証され、それが学区の一部分に限定されたものであったとの教委の反証がなければ、学区全体にわたって別学解消の義務が生じることを強調している。だが教委の別学行為が過去に遡るほど、現存の別学状態との関連は薄れるのが普通である。Milliken 判決では教委の別学行為の程度と救済の範囲を結びつける考えが強くなっている。この点は、Keyes 判決の Powell 判事の立場にも示されている。たとえ教委の別学意図が立証されても、この立場によれば、教委が負う別学解消あるいは共学実施の義務内容は狭く限られたものになる。バス通学をふくむあらゆる可能な手段を尽して学区全体に共学を実施するという義務があいまいになれば、過去から長く継続している別学状態に対する全面的な救済是不可能であるし、また教委に別学行為をくりかえさせないという予防効果をも失うことになる。

San Antonio 判決は、教育の機会均等について法的定義をあきらかにすることを避けた。これを明確にしようすれば、裁判所が教育予算の使途目的、配分に立入って判断せざるをえなくなることを怖れたのであろう。また教育専門家の間で論争されいる教育経費 input と教育効果 output との相関関係の有無について、現在の知識では結論を下せないという主張を判決は受けいれた。判決はさらに両者に相関関係があるとしても、各学区間にみられる教育費の相対的な差——したがって教育機会の相対的な差——は憲法の平等条項違反ではないとした。判決のこうした態度は、「法による」と「事実上」とを問わず、別学状態そのものが黒人から法の平等の保護を奪うという主張に背を向けるものである。Brown 判決が認定したように別学教育による黒人生徒の教育的、心理的被害は、その別学状態がどんな原因で発生したかにかかわりなく存在するのである。

Milliken 判決は違法の別学に対する救済はその学区内に限られるとした。これによって黒人の密集する都市部の学区の別学を解消することは事実上ほとんど不可能になった。通学バスも

学区境界で止り、隣接学区の白人校との共学交流は求めえない。これは憲法に違反する別学が存在するのに、それに対する法的救済がないということである。

共学の実現不能という黒人学区について、共学に代る策として、コミュニティ・コントロール、補償教育、教育切符制などが提唱されている。

コミュニティ・コントロールは、大きな学区を分割し、教育の中央集権を改め、各地域に教育の主導権をもたせようという考え方である。黒人の教委が地域の要請に応えて、教師を雇い、管理者をえらび、学科目を編成して、黒人の歴史、文化を教え、誇りを育てる。しかし現実には教職員の身分保障や既得権が侵されるとして教職員組合の反対が強い。また黒人学区の自治を強調することは、分離・平等法理の時代への逆行を意味しており裁判所の支持は期待できない。

補償教育は都市のゲットーの学区に集中的に教育援助を注ぎこみ、教師を増員、教育機材を充実して、格差の是正を計るというものである。しかし黒人学区に白人学区に比べて数倍の教育費をかけることが、ほとんど白人が予算を決定する政治過程のなかで、どれ程の規模でどれだけの期間続くかは疑問とせざるをえない。

教育切符制は、父兄に授業料相当額の切符を直接渡して、子供の就学校を自由に選ばせる。これによって公立学校と私立学校との間の健全な競争を助長し、あわせて学校教育をもっと買手の要望に応えるものにしようという狙いをもっている。難点は、低所得層の父兄には平均所得層の父兄に数倍する額を渡さなければ、教育条件の格差はうずまらない。中産階層は教育切符に私費を加えて、さらに充実した教育を求めることが考えられるので、かえって格差が大きくなるおそれがある。

学区間の教育費格差の是正と平等化を求めた Rodriguez の訴訟も、人種共学の代案の一つであった。

いずれの代案も白人が多数を占め、政治的決定過程の有力な地位を握っている体制のもとでは、なかなか実現が難しい。そうであれば黒人が教育の平等な機会を確保するもっとも手近な、しかも確実な方策は白人と同じ学校、白人と同じ場所にいるということである。その意味で共学を求める訴訟は白人校と黒人校の間に格差が存在するかぎり続いているであろう。しかし、ここにとりあげた三つの判決、ことに San Antonio 判決と Milliken 判決のいうところを重ねると、次のような効果が予測される。アメリカの主要都市ではさらに白人の郊外移住と黒人の都心部集中が激化する。所得階層に応じたコミュニティの境界が明確になり、人種的、経済的に等質な構成員からなる地域の閉鎖性が強くあらわれる。豊かな学区と貧しい学区の格差はさらに拡がる。学区境界線は白人コミュニティを守り、黒人を排除する。白人と黒人コミュニティの交流は妨げられ、両者の隔離は固定する。アメリカ社会は人種のルツボであるという命題はすでにまた一つの神話と化したのであろうか。

〔註〕

- 1) 南部諸州の公立学校における人種別学を定めた法律は、1954年、連邦最高裁によって違憲であるとされた。南部諸州における別学制度解体の問題点については、藤倉皓一郎、「連邦最高裁判所と南部」 加藤秀俊編『講座アメリカの文化4 多様の中の統一』(南雲堂、1970) 155頁以下、「裁かれる南部」判例タイムズ 243, 244, 247号(1970), 「公立学校における人種別学の撤廃」[1972] アメリカ法220頁以下参照。
- 2) 低所得階層が都心に密集し、高所得階層が郊外に住み、所得によって住宅地域が分化する傾向は統計にはっきり表われている。アメリカにおける最新の国勢調査があった1970年の資料にもとづいて、つぎのような数値を示すことができる。公式に認められた貧乏線は4人家族で年収3,968ドルである。この線に達しない人が全人口の13%いる。一家族あたりの全国平均所得は9,870ドルである。貧乏線の上の所得はあるが平均所得には達しない、いわゆる低所得層にはいる人は全人口の37%を占める。年収

5,000ドル以下と年収15,000ドル以上の階層がそれぞれ人口の20%を占めている。アメリカの全人口のうちの84%がメトロポリタン（市街）地域に住み、その他の地域に住むのは16%にすぎない。都市に集った人口のうち13%が市中に密集し、71%が郊外に住んでいる。郊外、市中、非都市には各所得階層が次のような割合で住んでいる。

	年収15,000以上	5,000以下	貧乏線以下
郊 外	27(%)	12	7
市 中	19	21	13
非都市	21	27	19

3) 法律にもとづく人種分離を *de jure segregation* という。他方、法律の強制や公的機関の行為にかかりなく存在する事実上の人種分離を *de facto segregation* という。人種が違うことを理由に白人と黒人の共学を認めない制度が *school segregation*（人種別学）である。

4) desegregation 人種分離の解消

人種の違いを理由に白人が黒人を隔離する法律、社会制度を撤廃し、人種別に分けられていた設備を共用にし、黒人の利用を認めなかった設備を解放すること。公立学校教育の分野において、法律によって人種別学をおこなった州では、その法律を廃止しただけでは足らず、それにもとづいて存続してきた別学制度、別学状態を解消しなければならない (*school desegregation*)。

5) discrimination 差別

公的機関がある集団に共通する特性（人種、性別、貧富など）を理由にその集団全体あるいは集団に属する個人を、他の集団、個人と区別し、不平等に扱うこと。法的には、人種を理由とする分類 (classification) を設けること自体が違憲の疑いを生み、その法律の目的をはたすためには、他に方法がなく、人種にもとづく分類を使わざるをえない事由が明らかでなければ無効とされる。

6) integration 人種融和

人種にもとづく隔離、差別的扱いをなくして、少數人種グループの法的、社会的平等を認め、多数人種グループとの融和を計る。*school integration* は白人と黒人の共学を意味する。

7) segregation 人種隔離、分離

白人が黒人に対して人種の違いを違いを理由に社会生活のあらゆる分野において分け距てをすること。

学校、図書館、交通機関、病院、ホテル、レストラン、バー、トイレット、公園、ゴルフ・コース、プール、墓地などにおいて白人と黒人が同じ設備を使うことがないよう、それぞれの専用区分をおくか、黒人には利用させない。アメリカ南部では州の法律によって人種分離を定め、社会的制度となっていた。

8) dual school system 二元制度

学区内の小、中、高校につき、それぞれ白人校と黒人校を引き、これらを別個、二本立ての組織として運用する。白人と黒人は同じ学区に住みながら、それぞれの専用校に通学し、各校の教職員も同じ人種にかぎられ、教科内容、課外活動、人事などについての交流は認められなかった。

9) resegregation 再分離

白人と黒人とを隔離する法律、制度を廃止して、両人種を分離しない状態あるいは融和した状態を実現しても、いろいろな事由によって、ふたたび分離状態にもどってしまうことがある。白人と黒人との別学制度を解体し、共学を実施しても、白人生徒が白人のみの私立学校や黒人の少ない他の学区へ転出してしまい、結局、もっと広域にわたり、距離をへだてた別学状態が再現される。共学校における黒人の割合が一定点（たとえば40%, tipping point という）を越えると天秤が一方に傾くように白人の転校が激化し、やがて黒人だけの学校になる。

10) unitary school system 統合制度

白人校と黒人校を分け、人種によって生徒の学校を決め、教職員を配置した二本立制度を廃止し、これらを一本化して人種的区別なしに運用される統合制度。人種によらない就学校の決定方法として、生徒の自由選択 (freedom of choice) を認める、あるいは、住むところから一番近い学校 (neighborhood school) を指定する、などがある。人種にかかわりのない中立的基準によって就学校を決めても、学区内に白人あるいは黒人だけの学校 (one race school) が残る場合、教委はこれが差別的意図にもとづくものではないこと、また他にこれを解消する方法がないことを明らかにしなければならない。学区内の各校の生徒の人種構成がその学区全般の人種比を反映すること (racial balance) は求められていないが、それを共学案作成の指標とすることは認められる。

(同志社大学法学部教授)